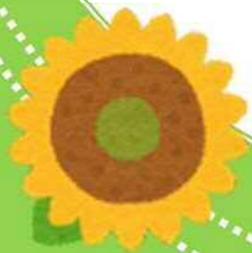


大野城市人権・同和問題啓発冊子

みんなの
しあわせの
ために



令和3年度

市民のみなさんへ

大野城市では、人権・同和問題の解決に向けて、毎年「人権・同和問題啓発冊子『みんなのしあわせのために』」を作成しています。

この冊子は、わたしたち一人ひとりが人権尊重の精神をはぐくみ、身のまわりで起きている様々な差別や人権課題に「気づき・考え・行動できる」ようになることをめざして作られています。

この冊子が、みなさんのご家庭や地域における人権教育・人権啓発の取り組みに役立ち、「豊かな人権文化にあふれたまち」をつくるきっかけとなることができれば幸いです。

また、大野城市では、令和2年度に「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針及び実施計画」を策定しました。この計画で、大野城市をよりいっそう「人権侵害や差別・いじめのない、豊かな人権文化にあふれたまち」にしていくための取り組みを進めて参ります。



もくじ

- P.3~4
児童虐待のない地域をめざして
- P.5~6
認知症とともに ~認知症になっても安心して暮らすために~
- P.7~8
みんなで考えよう
同和問題
- P.9~10
人権問題相談窓口

大野城市人権を尊ぶまちづくり条例 第1条

この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大野城市では…

市民のみなさんに「人権」について理解していただくために、以下のような取り組みを行っています。

場 所	内 容
市役所・市の施設	市民のみなさんに人権問題に関する情報を伝えるために、様々な啓発活動や情報提供の取り組みを行っています。 (例)街頭啓発、市ホームページへの情報掲載、視聴覚教材の貸出 など
地域	地域の中で人権問題について考えてもらうきっかけとなるよう、各地区のコミュニティセンターで研修会や講座などを開催しています。 (例)コミュニティ別人権・同和問題研修会、人権をまなぶ講座 など
学校	身のまわりの人権問題や、人権の大切さについて、子どもたちが正しく理解できるような学習を進めています。 (例)授業での「人権作文」、「人権ポスター」の制作 など
家庭	家族とともに人権問題について話し合ったり、人権の大切さについて考えてもらえるような啓発資料を配布しています。 (例)啓発冊子「みんなのしあわせのために」、広報「大野城」 など



■同和問題啓発強調月間 街頭啓発
(毎年7月/市内各地で実施)



■コミュニティ別人権・同和問題研修会
(毎年7月) 各コミュニティセンターで開催



■人権をまなぶ講座(毎年9月~3月)
各コミュニティセンターなどで開催



■人権カレンダーを作ろう! &人権パネル展
(毎年11月)
「まどかフェスティバル」会場にて



■人権週間講演会(毎年12月)
大野城まどかぴあで開催

【小学校】
人権教室・人権の花運動
(毎年1校ずつ)

【中学校】
デートDV防止研修
(全5校 2年生・教職員)

人権・同和問題啓発のための視聴覚教材の貸し出しを、団体向けに行っています。
大野城市視聴覚ライブラリー(大野城まどかぴあ総合案内 ☎586-4000)
積極的にご活用ください。

児童虐待のない地域をめざして

児童虐待とは？

身体的虐待

- ・殴る、蹴る、激しく揺さぶる
- ・やけどをさせる
- ・戸外に締め出す など



育児放棄（ネグレクト）

- ・家に閉じ込める
- ・食事を与えない
- ・病気なのに病院に連れて行かない など



心理的虐待

- ・言葉で脅す
- ・子どもの前で家族に暴力をふるう など



性的虐待

- ・子どもへの性的行為
- ・性的行為を見せる
- ・子どものわいせつな写真や動画等を撮る など



しつけと体罰って違うの？

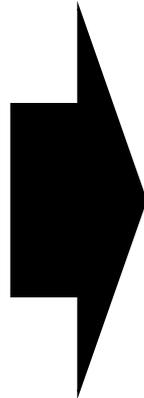
しつけとは・・・

子どもの人格や才能を伸ばし、自立した社会生活を送れるようサポートしていくことです。

宿題をしていなかったから
夕食を与えなかった

何度注意しても言うことを
聞かなかったので頬を叩いた

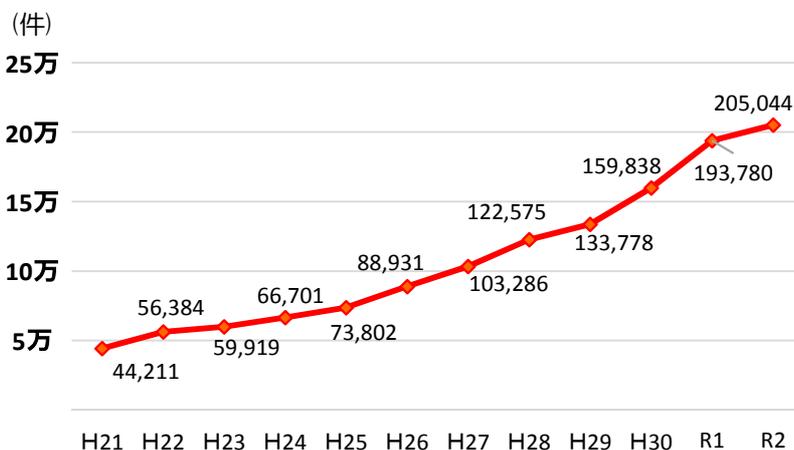
いたずらをしたのでケージに
閉じ込めた



すべて体罰です。

2019年6月に成立した
「児童福祉法」等の改正法に
おいて、「体罰は許されな
い」ということが法律で定め
られました。

増え続ける虐待



令和2年度、児童相談所が児童虐待として対応した件数は…

20万5,044件

福岡県のみでも、前年度より
628件増の5,280件でした。

虐待を受けた子どもへの影響

体への影響

打撲ややけどなど外から見て分かる傷だけではなく、骨折や脳内出血など外から見えない傷を負うことがあります。

心や行動面への影響

自己評価が低くなり、強い不安に襲われたり、自己肯定感をもてなくなったりします。攻撃的・衝動的な行動をとることがあります。

知的発達への影響

虐待によって落ち着いて学習に取り組むことができなかったり、学校に行くことができなったりすることにより、学習や言葉の発達が遅れることがあります。

虐待の影響から回復するためには…

長期間の治療やケアが必要となる場合があります。



児童虐待を無くすために私たちにできること

子育て中の人へ

★ 相談してみませんか

どんな親でも子育てに対して不安を抱えたり、悩んだりします。一人で悩みを抱えずに相談できる相手と一緒に考えたり、子育て相談サービスを利用したりしてみましょう。



★ 子育てサロンや広場を利用していませんか

子育ての悩みを共有できる仲間ができたたり、子育てに関する情報を得ることができます。

周囲の人へ

★ 子育て中の親子に笑顔で声をかけるなど、孤立しないように見守りましょう

あなたの周りに気になる子どもや保護者はいませんか？
あなたのちょっとしたあいさつや笑顔が、子育て中の親子の心の支えになることもあります。

「もしかして虐待かも…」と思ったら

通告しましょう。たとえ虐待でなかったとしても、通告者に責任や罰則はなく、通告した内容に関する秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル

TEL：189

24時間対応
お住まいの地域の児童相談所に
繋がります。

子ども相談センター

TEL：585-2460

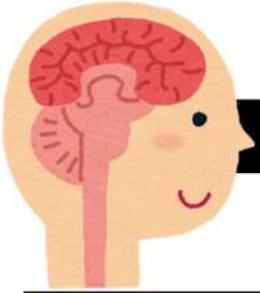
月～金曜日（祝日除く）
8：30～17：00
※時間外は留守番電話になります。

児童虐待は地域全体の問題です。子育て家庭が孤立せず、安心して子育てできるように、地域で支えあい、みんなで子どもたちを育てましょう。

認知症とともに～認知症になっても安心して暮らすために～

認知症は、誰にでも起こりうる身近な病気です。

2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると予想されています。



認知症ってどういう病気？

認知症は、脳の病気です。脳の細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったりすることで、認知（記憶・判断する機能）が低下し、生活に支障が出てきます。

認知症の症状

アルツハイマー型認知症

- ・物忘れ、時間、日にち、場所などがわからなくなるなど。
- ・初期には話を合わせたり、取り繕ったりできるので、病気だとわかりにくい。

脳血管性認知症

- ・脳の血管が詰まったり、破れたりすることが原因で、情報伝達がうまくいかなくなり、強い物忘れ、意欲の低下などが起こる。
- ・身体の麻痺を伴うことが多い。

レビー小体型認知症

- ・実際にはないものが見えたり（幻視）、聞こえたりする（幻聴）。
- ・手足が震える、よく転ぶ、身体や表情が硬くなるなどのパーキンソン症状が現れる。

道に迷った高齢者を見かけたら…



2019年に認知症が原因で警察に行方不明届が出された人は、過去最多の1万7400人にのぼります。行方不明者のうち、毎年500人近くが死亡した状態で発見されています。

道に迷った高齢者が死亡する原因は、交通事故、溺死（池や川に落ちる）、凍死などです。例えば、高齢者が歩道でなく車道を歩いているなど危険な場面を見かけたら、安全確認のため、やさしく声をかけてみてください。

★差し迫った危険が予想される場合は110番通報してください。



【認知症による徘徊者の特徴】

- 季節や気候にそぐわない服装をしている
- 同じ場所を行ったり来たりしている
- 雨の日に傘をささずに歩いている
- 立ち入ることが危険な場所にいる など

高齢者 見守りメール を登録してみませんか

徘徊で行方不明になった高齢者等の早期発見・早期保護を図るため、市では福岡県のメール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用しています。登録は無料です。認知症の方、そのご家族を、地域で見守りましょう。

防災メール・まもるくん

検索

早期発見のために ～認知症を正しく知ろう～

認知症の早期発見のために、正しい知識を持ち、地域で見守ることが大切です。

●認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る「応援者」です。

市では「認知症サポーター養成講座」を開いています。受講者には「認知症の人を応援する」という意思を示す目印として、オレンジリングを渡します。あなたも受講してオレンジリングの輪を広げてみませんか！



現在の医療では、脳の細胞が壊れて直接起こる症状（物忘れ、理解・判断力低下、見当識障害など）を治すことはできません。

しかし、症状が進行するのを遅らせたり、行動・心理症状（不安や焦り、幻覚、意欲の低下など）を和らげたりすることはできます。

**「認知症かもしれない」と思ったら、
専門機関等に相談しましょう！**

認知症の人を尊重し、寄り添うために

身近な人が認知症になると、はじめは誰もがショックを受け、戸惑います。しかし、一番最初に認知症の疑いに気づき、不安を感じたり、不自由さに苦しんでいるのは、認知症になった本人です。

また、認知症になっても、習慣、好み、価値観など、その人らしさや感情は残っています。

認知症の人の安全に配慮しながら、周囲の人の支えによって、認知症の人ができることを尊重することも大切です。

高齢者を狙った詐欺が増えていて心配。
おじいちゃんのお金は私がしっかり守らないと。



がんばって貯めたお金だから、少しでも自分の思いどおりに使いたい。

最近、おばあちゃんのもの忘れが激しい。
道に迷ったり、事故に遭ったりしないようずっと家にいてもらおう。



散歩して体を動かしたり、季節を楽しんだりしたい。
ご近所さんとおしゃべりしたい。

認知症の人の気持ちに寄り添い、安心感を与える対応をすることで、認知症による問題行動や不安は改善する可能性があります。

介護者が気持ちの余裕を持ち、認知症の人の心理を自然に受け止めるために、専門機関等に相談して正しい対応方法を知り、必要に応じてサービスを利用することが大切です。

みんなで
考えよう

同和問題

同和問題とは

同和地区（被差別部落）、または、同和地区出身という理由で、さまざまな差別を受けたり、基本的人権が侵害されたりしている社会問題です。

明治時代に「解放令」が出されてから 100 年以上経過しましたが、ましたが、今なお部落差別は続いています。

同和問題について、「そっとしておけば、差別は自然に消えて無くなる」という考え方が、いまだに多く残っています。

また、「人生の中で、部落出身者の人に会ったこともない」という人や、「私は部落差別をしたこともないから、同和問題について学ぶ必要はない」と思っている人もいます。

この考え方は、「自分に関係ない」という意識を生み、誤った思い込みや偏見を放置したり、差別を助長したりすることにもつながります。

差別をなくすために、同和問題とはどういうものを正しく知ることが大切です。

～ 今でもこのような同和問題が起きています ～

結婚に関する差別

同和地区出身の人の結婚は反対だ！



差別落書き・インターネットへの書き込み



就職に関する差別（出身地調査）

ウチでは同和地区出身の人は採用しないよ！



同和対策への無理解やデマなど

私は部落差別なんかしないから、同和問題は関係ないよ！

同和地区だけ優遇するな！逆差別だ！



「自分とは関係ない」ではなく、「自分のこと」として考えてみませんか？

本人にまったく責任がない、出身地や家柄などによる差別は、大変理不尽で許されない差別です。

「自分には関係ない」「誰か他人のこと」と無関心、無理解でいると、無自覚な差別を行ったり、差別を助長したりすることにもつながります。

【結婚に関する差別】

- 同和地区出身の人との結婚を、家族や親類に反対したり、結婚前に相手に無断で身元調査を行うなどの事例が、現在でも見受けられます。
- 結婚は本人同士の意思と合意で成立するものです。

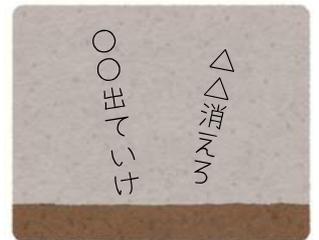


【就職に関する差別（出身地調査）】

- 採用選考にあたり、本人に責任のない「本籍や出身地や住所」、「家族関係や家族の職業」などを質問したり、本人に無断で調査すること（身元調査）は、就職差別につながります。
- 選考は、出身地や家族の状況ではなく、本人の仕事への適正や能力で決められるべきです。

【差別落書き・インターネットへの書き込み】

- パソコンやスマートフォンなどを使ったインターネット上への「差別書き込み」が深刻な問題となっています。
- インターネットの匿名性を悪用し、部落差別を助長する目的で具体的な地名や団体名、人名などを掲載、誹謗するようなことは、決して許されません。
- 近年でも、公共空間の壁面に同和地区を差別・誹謗・中傷する内容の落書きがされるなど、人々の心を深く傷つける事件が発生しています。



「私は部落差別なんかしたことはない」、「差別されている人に会ったこともない」という人や、「同和問題は自分には直接関係ない」という人は多いかもしれません。

しかし、被差別当事者の多くは、差別されることを恐れ、身近な人々にも出身地を明らかにできずに苦しんでいます。出身地を明らかに出来ない社会環境が今も残っているからです。

同和問題をよく学び、理解することで、「同和は怖い」「同和問題は、そっとしておけばそのうち無くなる」といった、誤った理解を解消し、誰もが安心して暮らせる社会を築いていきましょう。



もっと知りたいあなたへ



市では、同和問題を含む様々な人権問題について、各地区のコミュニティセンターやインターネット上で動画配信により研修会や講座などを実施しています。市広報紙、市ホームページなどに開催情報を掲載しますので、ぜひご参加ください。



人権問題相談窓口



同和問題、インターネットでの人権侵害、ハラスメントなど人権問題全般に関する相談	電話番号	受付時間
みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
福岡法務局筑紫支局  メール相談  LINE 相談 	922-2881	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
福岡労働局 指導課 (雇用均等・両立支援)	411-4894	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

DV相談・その他男女共同参画に関する相談	電話番号	受付時間
配偶者暴力相談支援センター	584-0052	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
福岡県配偶者からの暴力相談電話 (夜間・休日相談電話)	663-8724	月～金 17:00～24:00/土日祝 9:00～24:00 (年末年始を除く)
福岡県あすばる相談ホットライン	584-1266	9:00～17:00/金 18:00～20:30 も受付 (盆・年末年始を除く)
DV相談ナビ (発信地等の最寄の相談窓口につながります)	#8008	
大野城まどかびあ男女平等推進センター (アスカール) 総合相談  相談予約	586-4035	月～金 9:00～17:00 (祝日・まどかびあ休館日を除く)
大野城市役所 人権男女共同参画課	580-1840	月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
ちくし女性ホットライン	513-7335	月・水・木・金 12:00～19:00/土 10:00～17:00 (祝日を除く)
春日警察署 生活安全課	580-0110	代表 24時間 (緊急の場合は110番)
女性の人権ホットライン (法務局：全国共通)	0570-070-810	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
福岡県男性 DV 被害者のための相談ホットライン	571-1462	水・木 17:00～20:00/金 12:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
あすばる男性のための電話相談	584-4977	第1・3土 14:00～16:00 第2・4金 18:00～20:30
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間
多言語女性ホットライン	513-7333	月～金 9:00～17:00

外国人のための相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 ふるさとにぎわい課	580-1876	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
アジア女性センター (多言語)	513-7333	月～金 9:00～17:00 (祝日を除く)
福岡法務局人権擁護部 (日本語)	739-4151	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン (多言語)	0120-279-338	24時間
法務省 外国語人権相談ダイヤル (多言語)	0570-090-911	平日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

子どもに関する相談	電話番号	受付時間
大野城市子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・就学前の子育てに関すること)	580-1978	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
大野城市子ども相談センター (発達相談・問題行動・児童虐待など)	585-2460	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
れいわ子ども情報センター (すこやか交流プラザ) 1階 親子サロンフロア 3階 子育て応援フロア	501-3339 573-8219	10:00～16:00 (火曜・第1日曜・年末年始を除く) 月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間 (最寄の児童相談所につながります)
子どもの人権110番 (法務局:全国共通)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
大野城市教育サポートセンター (いじめ・不登校など)	580-1877	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
福岡県発達障がい者 (児) 支援センターLife (ライフ)	558-1741	月～金 9:00～17:00 (祝日・お盆・年末年始を除く)

障がい者に関する相談	電話番号	受付時間
大野城市役所 福祉課	580-1852	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
大野城市社会福祉協議会	572-7700	月～金 9:00～17:00 (祝日・お盆・年末年始を除く)
つくしぴあ (筑紫地区地域活動支援センター)	592-6800	月～土 9:00～18:30 (祝日・年末年始を除く)

性的マイノリティ (LGBT) 性同一性障害に関する相談	電話番号	受付時間
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間
福岡県 LGBT の方のDV被害者相談ホットライン	080-2701-5461	第2火曜 12:00～16:00/ 第4火曜 17:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

犯罪被害にあわれた方の相談	電話番号	受付時間
心のリリーフ・ライン (福岡県警察)	632-7830	月～金 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く)
性犯罪被害者支援センター・ふくおか	409-8100	24時間
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	#8891	
性犯罪被害相談電話	#8103	

高齢者に関する相談	電話番号	受付時間
基幹型地域包括支援センター (大野城市役所すこやか長寿課)	501-2306	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
南地区地域包括支援センター	589-2632	月～土 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
中央地区地域包括支援センター	595-6802	月～土 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
東地区地域包括支援センター	504-5858	月～土 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
北地区地域包括支援センター	501-3838	月～土 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルスに関連して、感染した方、治療にあたった医療関係者やその家族、外国から帰国された方、外国人等に対する不当な差別、偏見、いじめなどがあってはなりません。

また、ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気などさまざまな理由でワクチンを接種できない方もいます。ワクチン接種を強制したり、接種しない理由を何度も尋ねるなどしないようにしましょう。

人権侵害につながるようなことがないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

法務省みんなの人権110番 0570-003-110 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
 法務省子どもの人権110番 0120-007-110 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
 外国人人権相談ダイヤル 0570-090-911 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)



みんなのしあわせのために

令和4年（2022年）3月

編集／大野城市人権・同和問題啓発冊子編集委員会

発行／大野城市・大野城市教育委員会